

令和4年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

水道事業に係る事務の執行について	3
清掃事業に係る事務の執行について	6
外郭団体に対する市からの財政支出等について	10
幼児教育・保育事業に関する事務の執行について	19

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 平成 30 年度（水道事業に係る事務の執行について）

指摘事項	
<p>【第 6 監査の結果（個別事項） 7 基本施策 7 「被災後の断水リスクの軽減」 (1) 実現方策 13 「重要施設の優先的な耐震化」 (イ) 基幹管路の耐震化工事の順序について】</p> <p>基幹管路の耐震適合率を平成 36 年度までに 100%にすることを目標に掲げ、基幹管路の耐震化工事を実施し、給水確保への影響を最小限に止める施策を講じている。耐震化工事は計画どおり実施されているが、多くの市民の給水を確保するためには、断水による影響が大きい地域の基幹管路から工事を進めていく必要がある。しかし、平成 29 年度時点における最優先整備管路に指定している 5 幹線の工事進捗率は低い状況にある。</p> <p>現在、工事業者への発注を平準化することで、安定的かつ計画的な工事の取組を実施しているため入札不調は改善され、大口径の配管技術をもつ工事業者の確保はできているが、今後は他市でも布設工事と比べると工事スピードの速い継手補強での耐震化工事が増えていく可能性を考慮すると、メーカーからの部材確保が困難となるリスク、納期が大幅に遅れるリスク等が考えられる。</p> <p>そのため、今後は、市民生活への影響を考慮し、市民への積極的な説明により、市民の理解及び協力を得ながら、年度ごとの具体的な計画を整備する必要があり、計画実現に向けた取組を実施することを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 107 頁・担当課：水道工事課）</p>	
講じた措置	
令和 3 年度	<p>浜松市水道事業ビジョンに基づき、事業完了に向けた年度ごとの実現可能な整備計画を策定しました。</p> <p>今後も工事实績や平準化を考慮し、随時更新してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 9 その他の事務執行 (1) 貯蔵品（資機材等）の管理について (イ) 出庫した貯蔵品の返納処理について】</p> <p>会計規程には、使用する目的等により出庫したが、使用しなかった貯蔵品については、返納処理を行うことが定められているが、出庫品に残品が生じた場合の上下水道部の取扱は、返納処理を行わずに、出庫処理をしたままの状態である。ここで問題となるのが、開示される決算書の貸借対照表の貯蔵品金額が過少に計上されることである。出庫品に残品が生じた場合、会計規程どおりに返納処理を行えば、貯蔵品として計上されるが、上下水道部では返納処理を行っていないため、貯蔵品として計上されないこととなる。その結果、貸借対照表の貯蔵品が過少に計上される。</p> <p>特に事業年度末をまたぐ場合には、貯蔵品の過少計上の問題が起こるため、例えすぐに使用する残品であったとしても、会計規程に準拠して、返納処理をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 117 頁・担当課:上下水道総務課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	令和4年度から、定期的な出庫品の点検により残品が生じている場合には返納処理を行うこととしました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 9 その他の事務執行 (2) 水道メーターについて (オ) 水道メーターの取替法の見直しに関する検討】</p> <p>上下水道部においては、多くの事業体と同様に、水道メーターの簡便的な取替法を採用しているが、滞留していると考えられる水道メーターが存在していることから、定期的に入れ替わることを前提とした簡便的な取替法は、適切ではない可能性がある。また、他市で実証検証が実施されているスマートメーターは、検針業務が不要で設置後には遠隔による検針と通信システムでの個別管理及び総合的な集約された一体管理が可能で、現行のメーターの機能から著しい変化が発生した場合に該当する可能性が高いことから、同一機能のメーターの取替交換を前提とした簡便的な取替法は適切ではなくなる可能性もある。</p> <p>したがって、簡便的な取替法による会計処理の継続について検討する必要がある。なお、滞留している可能性が高い一定以上の口径についてのみ変更することも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 129 頁・担当課:上下水道総務課、お客さまサービス課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>現行メーターについては、令和2年度から口径ごとに適正保管数量を定めて管理したことで、水道メーターの滞留がなくなったことから、取替法で適切に管理しています。</p> <p>スマートメーターについては、現在30事業体の共同研究会に参加し、導入を検討しているところであり、本市におけるスマートメーターの実用化に合わせて適切な償却方法を検討することとしました。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 9 その他の事務執行 (8) 要望工事について (ウ) 負担金の計算に用いる単価について】

各要望者の負担金のその計算方法は、『浜松市水道事業給水条例第15条に基づき算出され、単価については、上水道給水要望受付時に適用されている受託配水管布設要望単価により算出されたものとする。』（上水道給水要望工事に関する要綱第5条第2項）と規定されている。一方、工事の発注額は、実際の施工状況等に基づき決定されるため、工事金額実績に基づき要望者の負担金を計算すると、要綱に従って計算した負担金とでは、差が生じることとなる。

この結果、要望制度を導入した際に想定していたよりも、各要望者の負担割合が低くなり、逆に、水道事業の負担割合が高くなっている可能性がある。事業者として、現状の負担割合が妥当であるかどうか、また、負担金の算定に用いている「受託配水管布設要望単価」が適切であるかどうかについて、早急に検討されたい。

(掲載 157 頁・担当課:水道工事課)

講じた措置

令和4年度

実際の工事に際しては、市の維持管理上の都合により延長を伸ばしたり、管口径を増径したりすることも多く、これらは要望者負担の算定根拠としないことから、要綱に従って計算した負担金と工事金額実績に基づく負担金に差が生じることは、ある程度やむを得ないものと考えます。

また、本市における平成28年度から平成30年度の3年間における工事金額実績に対する要望者負担割合は約16%であり、本市と類似の制度を有し、かつ要望者から費用を徴収した実績のある7都市を調査したところ、約18%であったことから、現状の本市の負担割合が著しく低いとは言えず、早急な見直しは必要ないと考えています。

しかし、健全な水道経営の持続のためには、適正な受益者負担を求めることが重要であることから、上水道給水要望制度における負担割合の妥当性について、他市の事例なども含め引き続き調査・研究してまいります。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 2 ごみ減量推進運営経費 ア 長期的なごみ処理実施の持続可能性の検討について】</p> <p>ごみ処理量が横ばいの状況を踏まえ、ごみ処理施設整備費を中長期目線で見たときに、人口減少による将来世代一人当たり負担増加や初期投資額の増加、ごみ処理経費の固定費化などが懸念される。</p> <p>このため、人口態様に応じた焼却処理能力削減の方向性及び生産年齢人口当たりの負担額の明確化の観点から、清掃工場や破砕処理施設、最終処分場などの更新時期において、大規模設備投資額及び運営業務費が発生する設備については、契約年数又は残存耐用年数を踏まえた更新見込み時期の特定及び設備更新金額の推定による長期的なごみ処理実施の継続可能性の検討を行うことが望まれる。なお、検討する場合には、多額の金額発生が予想される当該設備の撤去費用や最終処分場の維持コストまで含めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 41 頁・担当課：ごみ減量推進課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	<p>ごみ処理施設所管課から決算データを収集し算定したごみ処理経費を参考に、中長期的なごみ処理を実施するための施設整備について検討しました。</p> <p>また、上記検討結果を踏まえ、令和3年度末に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 2 ごみ減量推進運営経費 カ 災害廃棄物処理について】

災害廃棄物処理は、大規模災害が発生した場合の衛生環境確保の観点から、発災後速やかに災害廃棄物を処理する必要がある。従来から津波による大規模災害を想定して、市は災害廃棄物処理計画や対応マニュアルの策定はしたものの、具体的な行動が取れるレベルでの準備は行われていない。最近の自然災害の発生状況から、津波以外の自然災害の発生リスクが急激に高まっていることを鑑みると、様々なパターンの災害を想定した具体性を持った行動訓練など、すぐに行動できるようなレベルでの準備が必要と考える。

（ア） 対応マニュアルのブレイクダウンについて

発災後は最小限の人数での対応が強えられることが想定されるため、割当てられた職員は各々の役割を円滑に果たすための想定行動が具現化されている必要があるが、対応マニュアルにおいては当該レベルまでの記載がされていない。なお、実効性あるマニュアルであるためには、簡潔に纏められている必要がある。

（イ） 協力支援体制について

発災時は広域的な相互協力関係による処理が一般的になるとはいえ、円滑で効率的な災害廃棄物の処理を進めるには、どの程度の被災レベルであれば市内の業者だけで人的資源、物的資源面で対応できるのかを把握する必要がある。そのうえで、市内の業者だけでは対応できない被災レベルの場合には、事前に県外も含めた広域連携・相互協力関係をどのように築くのかを検討する必要がある。

（ウ） トレーニングについて

すべての場合を想定して対応策を立案することが困難であるが、少なくとも年1回は具体的な災害状況を想定した仮置き場及び収集運搬のトレーニングを行うことが必要である。

（掲載 56 頁・担当課：ごみ減量推進課）

講じた措置

令和3年度

（ア） 静岡県災害廃棄物処理計画の改定を受け、令和3年3月に浜松市災害廃棄物処理計画の改定を行いました。

また、令和3年度に市災害対策本部の廃棄物処理部各班の発災後の動きを時系列に整理したタイムラインを策定し、今後、対応マニュアルへ反映することで、想定行動の具現化を図っていきます。

（イ） 市内事業者の処理可能量を把握する一環として、令和3年4月に、協定締結先である県産業廃棄物協会の西部支部が保有する資機材について確認しました。

また、令和3年7月に、県産業廃棄物協会と意見交換を行い、災害廃棄物の円滑で効率的な処理について情報共有の必要性を確認し、今後合同で勉強会等を行っていくことを確認しました。

県外を含めた広域連携・相互協力関係については、令和3年12月から令和4年2月にかけて実施された、県主催の図上演習において、被災時の支援要請の手順等、県と確認しました。

講じた措置	
令和3年度	<p>(ウ) 災害状況を想定した実地トレーニングについては、年1回以上開催することとしました。</p> <p>コロナ禍においては、令和3年4月に、廃棄物処理部各班向けにタイムラインの作成研修を実施し、実際にタイムラインの作成を行い、初動対応確認を行いました。また、国が作成した災害動画を、令和3年10月から12月に実施した研修で共有するなど、災害時の業務イメージが分かるような研修内容とし実施しました。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 6 ごみ計量システム維持管理事業 ア 情報セキュリティ対策の実施手順の未策定について】</p> <p>情報セキュリティ基本方針では、「情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する」とされているが、ごみ・資源物計量システムについては、実施手順に相当する要綱ないし手順書等は策定されていない。実施手順は、市の情報セキュリティ対策の内容を具体的な手順として定める重要なルールであるため、ごみ・資源物計量システムに係る実施手順を策定し、情報セキュリティ上のリスクに応じて定期的な見直しを行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 76 頁・担当課：廃棄物処理課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	<p>令和3年度に各種IDの設定、及び操作ログ機能の追加に伴うごみ・資源物計量システム改修を実施し、併せて、情報セキュリティ実施手順を策定いたしました。</p>

指摘事項**【第6 監査の結果（個別事項） 6 ごみ計量システム維持管理事業 ウ 共同ID、利用者IDの取扱い及び操作ログの取得について】**

情報セキュリティ対策基準では、「情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱い等の方法を定めるとともに、共同IDを利用する場合は、共同IDの利用者以外に利用させてはならない」とされている。ごみ・資源物計量システムにおいては、共同ID及び利用者IDの設定はなく、同システムの利用が可能な環境に置かれた者の全てがアクセス可能な状況にあった。このため、ごみ・資源物計量システムについて、共同ID及び利用者IDの取扱い等の方法を定める必要がある。

また、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、法令等に基づき一定の期間保存しなければならず、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定め、かつ、取得したログを点検又は分析する機能を設け、必要に応じて悪意のある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施しなければならない。ごみ・資源物計量システムについては、利用者IDの設定がないことからログの点検・分析機能は設けられておらず、悪意のある第三者からの侵入に関しては、ウイルス感知ソフトによる防止をしているのみであった。このため、ごみ・資源物計量システムについて利用者ID設定後は、ログ取得等に係る方針を定める必要がある。

（掲載 77 頁・担当課：廃棄物処理課）

講じた措置

令和3年度	情報セキュリティ対策基準に基づき、IDの設定を検討した結果、情報管理を厳格化するため、IDの共同利用ではなく、個人利用とすることとした利用者IDを設定しました。なお、令和3年度に策定したセキュリティ手順書にその旨を記載し、各事業所に通知の上、これに基づきごみ・資源物計量システムを運用しています。
-------	--

監査実施年度 令和2年度（外郭団体に対する市からの財政支出等について）

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 公益財団法人浜松国際交流協会 オ 市有財産の無償貸付などについて】</p> <p>3施設の事務局等の使用に際して市が国際交流協会に無償又は減額貸付を行っているが、そのうち、天竜事務所事務室だけは無償で、他は規定の半額となっている。</p> <p>同一の目的で貸付を行っているにもかかわらず、施設によって解釈が異なるのは適切ではなく、統一すべきであり、現行運用を継続するのであれば、より説得的な要領への準拠が必要である。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 30 頁・担当課:国際課、中区まちづくり推進課、天竜区まちづくり推進課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	無償貸付していた天竜事務所事務室について、令和4年度から他の2施設と同様に、有償（1/2減額）の貸付契約とした統一の運用としました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 3 公益財団法人浜松市体育協会 キ スポーツ健康相談事業負担金について】</p> <p>平成31年度スポーツ健康相談事業（負担金700千円）について、その目的は問診を中心として市民の健康増進や障害予防のアドバイスとスポーツ実践に関する相談を実施し、安全なスポーツ実践の援助を行うこととされている。</p> <p>本事業について、体育協会からの収支決算書を閲覧したところ、負担金部分が「委託料」として表示されており、記載が誤っている。</p> <p>また、本事業については、最終的に負担金について予算よりも実際の支払額が減少しているにもかかわらず、負担金は全額支払われている。この結果、体育協会の負担だけが減少しているため、負担金事業としては不適切であり、本来は、生じた収支差額について負担割合に応じて返還すべきである。</p> <p>さらに実施状況として浜松アリーナの医務室でスポーツドクターが問診等を実施しているが、実際にはスポーツ関係以外の相談者の予約も受け付けている。市の事業として、現状の実施状況が上記の事業目的に照らして適切か検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 43 頁・担当課:スポーツ振興課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>収支決算書の記載誤りについては、是正を確認しました。また、負担割合に応じた返還金については、過年度分も調査し、すべて返還がなされました。</p> <p>令和3年度の運営協議会において、令和4年度以降の事業の在り方について検討した結果、問診については、スポーツ関係以外の相談者であっても健康増進・障害予防の目的に沿うものであれば受け付けることとしました。また、問診以外にドクターによる講演会の回数を増やすよう対応しています。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 5 公益財団法人浜松市シルバー人材センター ウ 自主事業の収支管理】

当年度における自主事業ごとの事務費比率を確認してみると、ほぼ全てについて事務費7%を達成していない状況であるが、一部事業については事務費がほぼゼロ又は収支がマイナスとなっているものが散見される。

自主事業については、事務比率が7%を割れ又は収支がマイナスであっても、シルバー人材センターとしての会員向けの活動でもある場合には、事業の継続に関する一定の合理性は認められるものの、市から補助金62,644千円を受入れている状況にある。

このうち結婚相談事業については、収支は赤字であるものの事業を継続していくとのことであるが、シルバー人材センターの事業との関連性・効果性についての検討が十分されていないような状況である。

自主事業の展開の方針・考え方や実施事業に関する地域特性という視点からは、各事業所単位で若干異なる判断であることは考えられるものの、例えば、一定のマイナス金額を超える場合や就業人員・会員・会員以外の参加人員などの事業実施効果を判断する基準を策定しておくことが必要である。

（掲載 59 頁・担当課：高齢者福祉課）

講じた措置

令和3年度

シルバー人材センターに対し、収支やセンター会員の就業人員など事業実施効果を判断する基準を策定し今後の継続について検討していくよう指導いたしました。事業実施効果を判断する基準として「赤字が3年連続した場合は事業を廃止する」を策定したことを確認いたしました。

結婚相談事業については今後廃止する方向で検討しています。エゴマ事業については平成30年度で廃止いたしました。

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 5 公益財団法人浜松市シルバー人材センター キ 市有財産の無償貸付の契約書の記載について】

市は普通財産であるふれあい交流センター舞阪隣の敷地について、倉庫用敷地として土地無償貸付契約を締結している。

シルバー人材センターは当該土地の草刈りを受託しており、貸付地の倉庫の中にはその草刈り用具が入っているため、要領第14条第2項第10号の「市の指導監督を受け、市の事務及び事業を補佐する者が、当該補佐する事務及び事業の用に供するため使用するとき。」に該当し、無償貸し付けを行っていることには問題ない。

一方、倉庫用敷地の土地無償貸付契約書には自動更新条項が記載されており、契約期限の3箇月前までに異議申し出のないときは、同一条件で契約を更新したものとみなされることになるが、1月1日時点においては土地の除草作業の委託先が決定していない状況にある。

これについては、高齢者雇用の促進・契約金額の双方の観点から、シルバー人材センター以外と契約することは検討していないとの説明であるが、仮に委託契約を締結できなかった場合若しくは年度途中での契約解除の場合には、土地の使用目的が消滅するため、契約外の取扱いではあるが双方合意のもと土地無償貸付契約を解除することは可能との回答があった。しかし、これは契約時点においては想定される事項であり、また、シルバー人材センターとの契約前提の考えは、市の業務委託の発注先の選定方法に関する事務手続としては適切ではないことから、土地無償貸付契約書の自動更新条項に加えて、契約書の項目として解除条項を明記しておくことが必要である。

(掲載 63 頁・担当課:高齢者福祉課、西区区振興課)

講じた措置

令和3年度	シルバー人材センターとの土地無償貸付契約について、当該除草業務委託契約を受託しなかった場合若しくは年度途中での契約解除をした場合には、当該無償貸付契約を解除できる条項を追加する一部変更契約を、令和4年3月2日付けで締結しました。
-------	--

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 8 一般財団法人浜松市清掃公社 ア 業務完了報告書の管理について】</p> <p>市は、委託業務（各種浄化槽清掃業務、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業務、平和破碎処理センター破碎物運搬業務）の業務実施完了後（平和破碎処理センター破碎物運搬業務にあたっては毎月）、業務完了報告書を請求書とともに受領している。</p> <p>当該業務完了報告書と請求書については、日付を記載することにより、書類が受け渡された日を明らかにすることが必要であるが、日付が記入されていないまま受け取ることが常態化していることから、日付等の必要事項が記載されているか確認した上で受領するよう早急に改善する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 84 頁・担当課：ごみ減量推進課、調達課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	<p>（一財）浜松市清掃公社に対し、業務完了報告書と請求書について、日付等を記載した上で提出するよう指導し、令和2年9月分から必要事項を記載したものを受領しています。</p> <p>併せて、浜松市全体の取り組みとして、令和4年1月の入札・契約事務説明会において、委託元各課に対し、業務完了報告書と請求書に日付等必要事項が記載されているものを受領するよう注意喚起しました。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 8 一般財団法人浜松市清掃公社 エ 繰延税金資産の会計処理について】

「税効果会計に係る会計基準」において、「一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない。」と定められており、繰延税金資産については、回収可能性を毎期検討する必要がある。しかしながら、清掃公社においては、令和元年度繰延税金資産の回収可能性を検討していないため、会計基準に準拠するために、回収可能性を毎期検討する必要がある。なお、清掃公社の一時差異等には、過年度において一時に剰余金の処分として市に対して多額の寄附を実施したことによる繰越欠損金が存在することから、繰延税金資産の回収可能性の検討においては留意が必要である。

また、同会計基準において、「流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示するものとする。」とされているが、令和元年度決算において、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債が相殺されずに表示されているため、会計基準に準拠するために、表示方法を改める必要がある。

(掲載 85 頁・担当課:ごみ減量推進課)

講じた措置

令和3年度

令和3年度決算時点で、繰越欠損金の残額は7,900万円ありますが、今後も黒字決算が継続することで、令和5年度には上記欠損金の消滅と課税所得の発生が予定されています。

上記欠損金は経営環境の悪化により生じたものではなく、過去3年及び当期の課税所得と一時差異を試算したところ、欠損金を消滅させるのに十分な課税所得が発生しており、近い将来で経営環境に著しい変化は見込まれないことなどから、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性はあるものと判断しました。来期以降も、税効果会計基準に準拠し、回収可能性を検討します。

なお、流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債の相殺表示については、(一財)浜松市清掃公社に対し、正しい表記となるよう指導し、令和2年度決算から表示方法を改めたことを確認しました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 10 公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー ウ 観光キャンペーン開催事業負担金の契約事務について】</p> <p>観光キャンペーン開催事業については、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、オンラインクーポンを利用して宿泊料の割引（負担金による補助）を行ったものである。当該事業は、令和2年2月21日から同年3月31日までの予定で実施されたものの、オンラインクーポンの未売却残高があり、期限が延長されたものである。本契約においては、期限が定められてはいたものの、受託者はそれまでに全てのチケットを売り切り、残高がある場合は、期限を延長することが予定されていたようである。しかし、契約書及び仕様書においては、そのような期限延長の定め、全てのチケットを売り切る旨の定めがなかった。業者とのイレギュラーな取り決めについては、きちんと契約書や仕様書などの書類に記載すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 96 頁・担当課：観光・シティプロモーション課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	<p>財団に対して、業務委託契約等にあたり、相手方と合意した内容については、契約後に疑義が生じないように契約書や仕様書などの書類に明記するよう指導しました。</p> <p>財団においては、上記指導内容を職員に周知するため、令和4年2月に契約事務に関する職員向け研修を実施し、契約後の疑義が生じないように、契約書や仕様書への記載を徹底しています。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 12 公益財団法人浜松市花みどり振興財団 ア 舘山寺総合公園の一体的運営について】

花みどり財団は、平成25年度から舘山寺総合公園の指定管理者としてフラワーパークの業務全般及び動物園の入園料徴収、植栽管理等一部業務を受託している。舘山寺総合公園として一体的な指定管理者制度が導入された趣旨は、管理経費等のコスト削減、及びフラワーパークと動物園を一体的に管理運営することでの相乗効果を期待してのことである。しかしながら、現状では期待された相乗効果が十分に発揮されているとは言えないと考えられる。

花みどり財団は、フラワーパークに関して、ハードソフト両面にわたる改革を実施してきた。一方、動物園業務に関しては、委託された指定管理業務をこなすのみである。市（動物園）についてみても、フラワーパーク業務を実施することはなく、基本的には動物園業務のうち、指定管理業務以外の業務を実施するのみである。外観的には舘山寺総合公園を一体的に運営しているものの、実情は一体的運営からは程遠いものである。その原因は次のとおりであると考えられる。

・花みどり財団（及び緑政課）と市（動物園）において、舘山寺総合公園全体としてのあるべき姿の共通認識がない。また、市の組織としても花みどり財団は緑政課、動物園は市（動物園）が管轄しており、舘山寺総合公園全体を管轄する課が存在しない。

・「舘山寺総合公園指定管理者仕様書」において動物園業務の実施区分を詳細に決めていることが、かえってセクショナリズムを生じさせ、お互いの業務に干渉しないよう行動し、一体性が欠如している。

・フラワーパークと動物園の定例会議を月1回実施しているが、各園からの報告がメインであり、運営等の前向きな話し合いが十分に行われていない。

・広報活動について、フラワーパークは花みどり財団、動物園は市（動物園）が実施しており、公園全体をPRする意識が芽生えない。現状、パンフレットやホームページも共通のものはない。

これらの問題を解消するため、抜本的な意識改革を含め様々な施策を立案・実施することが必要であるが、例えば、以下の施策について検討されたい。

- ・市の組織を改革し、舘山寺総合公園全体を管轄する課を設置する。
- ・イベント、広報活動を両者が協力して実施し、舘山寺総合公園全体のPR活動に注力する。
- ・過度なセクショナリズムが生じないように、市と指定管理者との業務分担を見直す。

市としては、舘山寺総合公園全体としてのあるべき姿・将来像を市民に提示するとともに、フラワーパーク及び動物園の位置づけを再確認する必要がある。そして、市と指定管理者が相互に協力し、舘山寺総合公園を浜名湖地域の観光中核施設として、さらに魅力ある施設へ飛躍させることを期待する。

（掲載107頁・担当課：緑政課、動物園）

講じた措置

令和4年度

館山寺総合公園全体を管轄する課の設置については、公園全体の調整は緑政課が担うものと考えていることから、現段階では考えておりません。

また、館山寺総合公園全体のPRが出来るよう、フラワーパーク、動物園、緑政課にて仕組みづくりを検討し、令和3年度からは、下記について実施しました。

- ・動物園・フラワーパークがそれぞれ作成していた園内マップに「館山寺総合公園Map」を加え、共通の案内マップの提供を開始した。
- ・チラシ・新聞告知等においては両園を同時掲載することで、宣伝周知をさらに強化し、誘客面での相乗効果を図った。
- ・動物園夏休み企画「ナイトズー」において、相互開催支援に積極的に取り組み、フラワーパーク正門より入場される来場者を対象とした「噴水ショーの臨時開催」、「駐車場の誘導」や「動物園入場券の販売」を行うことで、連携の強化や混雑緩和を図った。
- ・令和4年4月より、花フェスタ期間中の毎週末には動物園内正門付近にキッチンカーを配備し、動物園入園者にも飲食の提供を行い、両園の来園者にも楽しんでいただけるよう取り組んだ。

両園とも来園者に楽しみ、学び、喜んでもらえる施設になるよう目指す方向性は共通していることから、折角来たなら隣も寄っていこうと感じられる仕掛けづくりを、動物園、財団、緑政課で協力してさらに検討を進めてまいります。

なお、指定管理業務の範囲について、令和8年度の次回更新時までには問題を整理し、改善に向けた業務分担の見直しを行います。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 12 公益財団法人浜松花みどり振興財団 イ 評価指標の管理について】</p> <p>花みどり財団が公表している事業報告には、フラワーパークの年間入園者数の報告及び分析は記載されているが、他の評価指標に関する記載はない。また、理事会においても十分に検討されている様子はない。アンケート結果を分析活用し顧客満足度を高めることや、各種メディアにリアルタイムな情報発信を行うことは、集客効果にも繋がるものであり、フラワーパークの年間入園者数を増加させるための施策として効果的なものとする。取材件数という指標については、メディア別の取材件数、投げ込み取材件数の推移、及びこれによる入園者数への影響について分析することが可能である。</p> <p>花みどり財団としては、コミットメント及び評価指標に掲げた項目について、PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）を十分に意識した運営を行っていくことが求められる。また、市としては、外郭団体マネジメントシステムに基づき、結果として報告された評価指標の数値推移だけを確認するのではなく、花みどり財団と連携し十分な原因分析を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 109 頁・担当課：緑政課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>財団に対し、評価指数に挙げている全ての項目について分析を行い、PDCAサイクルを意識した運営を行うよう指導を行った結果、財団においては、令和3年6月の理事会・評議員会に、入園者数、インバウンド、取材件数等の評価指標としている数値及びその原因分析についての資料を提出し、報告しました。以後の理事会においても、各成果指標の状況を報告し、理事から意見をいただき、運営に活用していくよう検討を進めています。</p> <p>また、市も理事会・評議員会に出席し、PDCAサイクルが機能していることを確認しています。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① ア 各施設とのデータ授受方法の改善について】</p> <p>「特定教育・保育施設運営事業」及び「特定地域型保育事業所運営事業」は、各施設（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）から施設型給付並びに特定地域型給付を受けるのに必要な情報を収集し、各施設に給付するものである。</p> <p>各施設の給付額を算定するにあたり、毎月各施設から「施設状況報告書」を提出してもらうことで情報の更新を行い、市が算定した給付額について、各施設の認識と齟齬がないか確認するために、園児の個人情報等を含むデータ等のやり取りを電子メールにて1件ずつ手作業で行っている。</p> <p>現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、100を超えるメールについてダブルチェックを行うことは業務過多の要因となり、それはダブルチェックの精度の低下に繋がることが考えられる。</p> <p>現時点において、市の対応が適切であることから、子ども・子育て支援新制度が開始されてからメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していないが、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入する等、追加のチェック体制を構築することで、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク縮減に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 69 頁・担当課: 幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	各施設とのデータ授受について、データ共有システムを構築し、令和4年6月から運用を開始しました。クラウドを導入することで、業務の効率化、誤送信の未然防止と情報管理の徹底が図られました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① オ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的の設定について】</p> <p>在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の目的について、その交付要綱では、在園児下の子の優先利用を実施し、この取り組みによって生じる私立保育所等の保育士等の配置を行うための費用の一部を補助することにより、優先利用の維持に努めるためとされている。</p> <p>厚生労働省子ども家庭局発の2020年度保育関係予算概算要求の概要には、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、予約制導入に係る体制整備の支援を行うとされており、市は当該補助金の交付目的を、より具体的かつ最適なものにし、交付要綱に明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 72 頁・担当課:幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>「浜松市在園児下の子の優先利用支援事業費補助金交付要綱」を改正し、事業の目的に「私立保育所等の保育士等の配置環境を整備し、優先利用の維持を図るとともに、保護者が育児休業終了後の職場復帰に際し、在園児下の子の入所に関する不安解消、負担軽減を図ることを目的として」という文言を追加し、事業目的を明確化しました。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① カ 在園児下の子の優先利用支援事業費補助金の指標の最適化について】</p> <p>本事業の指標は「保育施設利用定員数」であり、在園児下の子の優先利用支援事業の目的に対してどの程度の効果があったのか、補助金の有効性についての判断が客観的に可能な指標は設定されていない。</p> <p>この点、まずは在園児下の子の優先利用支援事業としての補助金交付目的をより具体的かつ最適なものとする必要がある。補助金を交付する場合には、目的である当該補助金交付により実現させたいと考える将来のあるべき姿を設定しているはずなので、その将来あるべき姿を指標として設定すれば自ずと支出の効果を測定できるはずである。そして、補助金の目的の達成度によって、今後の補助金の要否及び補助金額の増加や減少を継続的に検討する必要がある。</p> <p>したがって、補助金の効果を測定するうえで有用な指標を設定し、補助金の有効性についての判断基準を持つことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 73 頁・担当課:幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>在園児下の子の優先利用支援事業の目的に対してどの程度の効果があったのか、補助金の有効性についての判断が客観的に可能な指標が設定されていなかったため、新たに指標として「在園児下の子優先利用支援事業費補助金補助対象児童数」を設定しました。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① ケ 浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書の記載内容について】</p> <p>浜松市在園児下の子の優先利用支援事業完了報告書に添付している収支決算（見込）書に記載の決算額には、最終予算額と同額が記載されており、当初予算額以上の支出があったとしても収支決算書では把握できない記載内容になっていた。</p> <p>収支決算書の予算額を決算額と同額とすると、補助金額が事業規模に比して過剰となっているのか不足しているのかの判断も十分にできない状況であるため、収支決算書の予算額は当初の予算額をそのまま明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 77 頁・担当課: 幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	「浜松市在園児下の子の優先利用支援事業」の事業報告については、令和4年度から報告方法（収支決算書の様式）を見直し、実際の収支決算が明確になるよう修正しました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① ス 業務報告書の記載不備について】</p> <p>浜松市保育士宿舍借上げ支援事業の事業報告書において、補助基準額計算表（日割り計算）があるが、日割り計算の基準となる補助基準額が誤っているケースが数件あった。当該不備は、Excelに入っていた計算式に誤りがあったことにより発生していたことから、事業計画書及び事業報告書について、算式の誤りがないように十分な事前チェックを行ったうえで、補助基準額について1か所入力すれば、他の同様の項目も自動入力されるような仕組み作りを行い、人的ミスを最小限にとどめるように工夫する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 79 頁・担当課: 幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和3年度	浜松市保育士宿舍借上げ支援事業の事業報告書における補助基準額計算表については、Excelの計算式を見直し、誤りを修正しました。今後は、計算式を再確認し、人的ミスを防止します。

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① セ 事業の指標の最適化について】

認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標は、大事業である私立保育所等助成事業の指標である「保育施設利用定員数」が設定されているのみであり、中事業レベルの指標はいずれも設定されていない。「保育施設利用定員数」は、私立保育所も含んだ保育施設利用定員数であり、当該指標のみでは、認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の目的である「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」、「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」にどの程度の効果があったのか、補助金の有効性について測定することができない。

当該補助金を支出する目的は、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」である。したがって、当該補助金を支出することにより達成されるであろう「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いがより明確に把握できるような仕組みを検討し、「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いを測定するうえで有用な指標を検討すべきである。

さらに、当該指標を中事業である認証保育所事業費助成事業及び認証保育所等利用者助成事業の指標として設定し、事業シートにも記載する必要がある。

(掲載 80 頁・担当課: 幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	「認証保育所の保育水準の向上及び児童の処遇改善」と「認証保育所の利用促進と待機児童の解消」の達成度合いを測定するため、令和4年度より事業シートにおいて新たな指標として、認証保育所事業費助成事業については、「認可外保育施設の基準を上回る認証保育所の基準を満たす施設の割合」を、認証保育所等利用者助成事業では、「保育所等利用待機児童数」を設定しました。
-------	--

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 1 私立保育所等助成事業① ソ 認証保育所事業費助成事業の使用目的の明確化について】</p> <p>認証保育所事業費助成事業の補助対象経費は、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱の別表において「認証保育所の保育事業に要する経費」と明記されている。</p> <p>各保育所から提出された補助事業完了報告書（第7号様式）に添付された事業報告書及び収支決裁書を読んだところ、保育所によって補助金の使用方法にバラつきが見られた。また、補助金の使用方法の中には、例えばその他の支出等の補助対象経費に該当するか否か客観的に判断しがたい項目が存在していた。</p> <p>当該補助金の目的は保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図ることであり、補助対象経費は当該目的の達成のために必要となる経費に限定されることが望まれる。要綱に補助対象経費について具体的な例示を記載する等の対応を行い、補助対象経費には該当しない費用に対し補助金を交付するようなケースを未然に防ぐ必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（掲載 80 頁・担当課：幼児教育・保育課）</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>令和4年度に浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱を改正し、補助対象経費を具体的に例示しました。また、交付申請や実績報告時に提出される様式の記載欄を見直し、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確化しました。これらの対応により、補助対象経費には該当しない費用に対し補助金を交付するようなケースを未然に防ぐ仕組みを構築しました。</p>

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 2 幼児教育・保育無償化関連事業（幼稚園費） オ 各施設への請求業務の効率化及びリスク管理について】

幼稚園の入園料・保育料について、保護者の負担軽減や他都市の状況等を加味した結果、毎月の保育料を保護者から徴収せず、市から園に無償化分を給付する「法定代理受領」の方法を取っている。そのため、市は毎月施設ごとに請求金額内訳書を作成し、各施設に1件ずつメールで送信し内容の確認を依頼し、その後請求金額の修正・確定を行い、請求書を作成・送付している。

令和2年度には、市から対象となる41施設へ、請求金額内訳書の送付から請求書の送付までに年間で約2,000件のメールを送付しており、時間によると200時間近く要している。加えて、これらのメールは同時期に非常に多くのメールを複数の相手先に対して送付をするため、メールを誤送してしまうリスクが存在する。

現状、市としては、送付前に、あて先並びに内容の確認について、ダブルチェックを行うことで事前に防止をしているが、全てのメールについてダブルチェックを行うことは過度な業務負担となり、ダブルチェックの精度の低下に繋がりがかねない。

現時点において、市の対応が適切であることから、制度開始以降メールの誤送信をはじめとするメールの誤送信による情報漏えいの事故は発生していないが、現状の手作業のみのチェック体制のみでなく、例えばクラウドを利用した情報授受インフラを導入し、請求業務の電子化を行う等、業務の効率化並びに情報セキュリティ上のリスク削減に努めるべきである。

(掲載 87 頁・担当課:幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度	各施設との請求業務に係るデータ授受について、データ共有システムを構築し、令和4年6月から運用を開始しました。クラウドを導入することで、業務の効率化、誤送信の未然防止と情報管理の徹底が図られました。
-------	--

指摘事項

【第6 監査の結果（個別事項） 3 私立保育所等助成事業② ウ 補助金の対象となった購入備品の管理について】

本補助事業の対象経費には、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等の工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用等が含まれている。

これら事業費の補助金交付対象である工事費において、本体工事契約内に備品費が含まれており、その内容は厨房機器や保育用品等が該当する。こうした補助金の対象となった備品については、市に対して支出済工事費費目別内訳書によって内訳が提出されており、「浜松市保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱」により、所定の承認を得ずに事業者の判断で処分できないこととされている。

令和2年度実施事業について各事業の工事費内訳書を閲覧し、備品費について上記規定に基づきどのような管理を行っているかを確認したところ、本体工事に含まれる厨房機器については施工時に所管課の職員が確認しているとのことであったが、その確認を行った証跡の判明する文書としての記録はなく、またそれ以外の保育用品等の備品については、特に市として現物の確認は実施しておらず、その後の譲渡など処分の申請等は提出されていないとのことであった。

補助対象に含めた場合、例え少額であっても上述の規程の適用をうけるので、仮に事業者側で適切な管理を行っている判断しても、その状況を市の所管課は定期的にモニタリングしていく必要があり、そのためのルールを明確に定め、遵守していく必要がある。

今後は、対象物品の管理状況について市の所管課による備品の確認方法について明確にし、厨房機器のように現物の確認を行ったのであれば、その確認記録を文書化し、それ以外の備品についても、金額などの基準を定めて、その所在について市として現物確認を行うか、もしくは事業者に定期的に報告を求める体制とすべきである。

(掲載 91 頁・担当課: 幼児教育・保育課)

講じた措置

令和4年度

令和3年度の施設整備事業から、本体工事契約以外の備品についても全て現物確認を実施することとし、備品の確認を実施した際は、文書として記録し保管することといたしました。

なお、令和4年度からは、定期的にモニタリングする体制として、毎年度すべての施設について提出を求める年度計画書及び年度報告書において、財産処分の有無を報告する仕組みを導入しました。

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 6 市立幼稚園運営事業 ウ 寄附物品受入に係る事前協議書の作成について】</p> <p>幼稚園において寄附の受入を行う場合は、寄附物品受入伺書及び寄附物品報告書を幼児教育・保育課へ提出することとされているが、事務マニュアルにおいて、寄附物品受入の判断資料にするため、合計金額が5万円以上のものについては、寄附物品受入伺書を起案する前に事前協議書を幼児教育・保育課へ提出することとされている。</p> <p>寄附物品受入伺書、寄附物品報告書及び事前協議書の綴りを閲覧したところ、合計金額が5万円以上の寄附物品にも関わらず、事前協議書が作成されていないものが散見された。事前協議書を作成する目的は、比較的高額な寄附物品受入の判断資料にすることであり、事務マニュアルに沿った適切な運用が求められる。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 105 頁・担当課:幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	<p>事務マニュアルに従い、合計金額5万円以上の寄附物品を受け入れる際には、寄附物品受入伺書を起案する前に事前協議書を提出するなど、適切な運用をするよう全園に通知しました。</p> <p>また、園から寄附物品受入書が提出された際のチェックにより、事前協議の漏れがないよう対応してまいります。</p>

指摘事項	
<p>【第6 監査の結果（個別事項） 12 保育事業費運営経費 オ 事業の指標の設定について②】</p> <p>市の事業シートにおける事業の指標として「保育士等の再就職支援研修受講者数」が設定されており、当該研修の受講者数が累計で記載されている。</p> <p>しかし、現状の研修の目的として考えるのであれば、有資格者の再就職希望者を支援することであり、単に研修に参加した人数でなく、実際に保育者として再就職した人数を指標とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(掲載 138 頁・担当課:幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
令和4年度	再就職支援研修受講者のうち再就職した人数（累計）を新たに指標へ追加しました。